

## 自然災害時の対応について

### 臨時休業措置の措置基準

◎ 午前7時現在、及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

① 気象庁より、大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は河川氾濫を除く各種「危険警報」・「特別警報」が発表された場合。(河川氾濫に係る警報等は、市町村ごとではなく、指定された河川ごとに発表される)

② 大阪市(大阪市長)より、生野区のいずれかの地域において、河川氾濫の「警戒レベル3(高齢者等避難)」、「警戒レベル4(全員避難)」の発令があった場合。

(生野区では、寝屋川・平野川・平野川分水路・及び、大和川の氾濫、内水氾濫が想定されています。)

なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報ではなく、大阪市(大阪市長)が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。

また、情報収集に際しては、以下を参考にしてください。

○大阪市 HP (発令した場合、トップ画面に表示されます。)

○おおさか防災ネット(メール登録もできます)

○大阪市危機管理室 X

○LINE 大阪市公式アカウント

○NHK速報

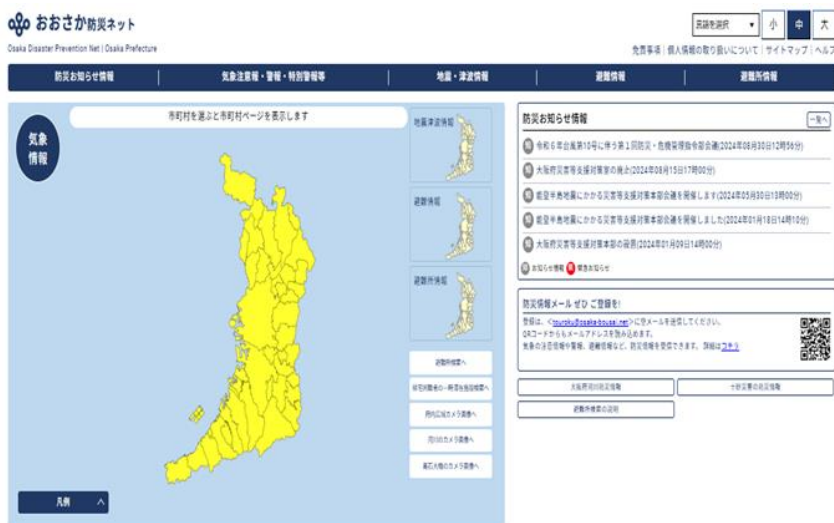
○防災スピーカー (発令した場合、放送が流れます。)

} 「大阪 880 万人訓練」と同様の  
放送とメール配信があります。

○緊急速報メール (受信できない機種もあります)

※地震発生時と同様にメールが自動的に配信されます。

③ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生(気象庁発表)した場合



### 【確認の方法】

- 1 「おおさか防災ネット」で検索する。
  - 2 地図より「大阪市」をクリックする。
  - 3 避難情報の欄を確認する。
- \*居住区域に警戒レベル3以上の発令があった場合、学校園は臨時休業。(河川氾濫の場合)

※ただし、①～③にかかわらず、登校時の安全が確保できない事態の発生その他、学校周辺の緊急事態が生じた場合、もしくは教育施設の被害その他教育活動の実施が困難となる事態が生じた場合、またはこれらの事態が生じる恐れがある場合には、学校長の判断により臨時休業措置をとる場合があります。

- ◎ 児童が登校している場合や始業時刻後、左記①～③の態様及び規模の災害等が発生した場合
- ・通学路、校区内の安全を確認した後、【保護者メール（ミマモルメ）】【学校ホームページ】により下校時刻の連絡をし、保護者引き取りにより下校します。
  - ・通信手段のまひ、保護者の方の帰宅困難、被災等が想定されますので、お迎えに来られるまで、児童は学校で待機させます。

(その際には【保護者メール（ミマモルメ）】【学校ホームページ】によりお知らせします。)

※登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校、その他、近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるのか等、ご家庭でもあらかじめ話し合いをしておいてください。

#### 【休業中に発令された場合】

- PTA行事等におきましても同様の対応をとります。

#### 【いきいき活動参加中】

- 在校時の対応に準じます。